

司法福祉分野における福祉支援とは何か

松友 了

刑事司法ソーシャルワーカー／社会福祉士／保護司

関西福祉大学社会福祉学部 客員教授

日本司法福祉学会 理事／公益社団法人東京社会福祉士会 理事

はじめに

予定されていた加藤幸雄先生が倒れられたため、役不足ながら代役を務めることになりました。実力・知名度において、先生とは雲泥の差がありますが、全力を尽くしたいと思っています。

ところで、三重県社会福祉士会が運営する「三重県地域生活定着支援センター」等の研修会で講演することは、私にとって3つの意味で感慨深いものがあります。それは、私自身が社会福祉士として、刑事司法の問題に関わっているからであり、何より「定着支援センター」事業の創設に関わったからです。私は、長らく障害問題に関与して来ましたが、それは障害のある長男の父親の立場からです。この「罪を犯した人の問題」も、障害者の支援の問題（権利擁護）の視点から入りました。しかし、問題の本質は、高齢者においても、生活困窮者においても同様と考えられます。

- ・障害のある人の権利の疎外として「犯罪」を考える
- ・「人権と社会的正義」がソーシャルワーカー（社会福祉士）の行動原理
- ・包摂（インクルージョン／Inclusion）の戦略としての社会復帰支援
- ・NHK/TV「クローズアップ現代(2014. 12. 4)」：犯罪を繰り返す高齢者～負の連鎖をどう断つか

1. 「罪を犯した人」との出会い

非行や犯罪とは、何でしょうか。ある行為を<罪>とすることは、時代や社会（国）によって異なります。ましてや、その罪を犯す原因は他人によって異なります。かつて、罪を犯す人は「生まれつき悪い素質がある」と考える人がいましたが、今はそれを信じる人は誰もいないと思います。しかし、「罪を犯した人」への見方は、「特別な人」として見られ、なぜその罪を犯したのか（理由）については動機のみが問題にされます。死刑判決でなければ、どのような刑の人も矯正施設から、私たちの暮らす地域社会に戻ってきます。犯罪の問題は、罰を課すだけでは済みません。

1) 「行為」を関係性の中で理解する

- ・「逸脱行為」を環境／社会はどのように受け止めるか
- ・何が、社会的対応（刑事司法の結果）の違いを生み出すか

2) 障害のある人（認知症を含む）の「困難」の理解

- ・医学モデル（欠陥／治療モデル）から社会／生活（ニーズ／支援）モデルへ
- ・生活機能／関係性の困難／混乱：達成困難（障害）／緊張／摩擦／犯罪

3) 突き付けられた出来事：知的障害を巡る事件と対応

- ・個人的な体験：島田事件、国分寺事件と雑誌「更生保護」の論文
- ・レッサーパンダ帽殺人事件（浅草事件）での主任弁護士の問題提起
- ・獄窓記（山本譲司著）が明かした矯正施設の実態

2. 社会復帰への関わり（出口支援）

刑事司法と福祉の関係では、主に「罪を犯した知的障害者」の問題について、関係者の関心が高まりました。これを理論的に整理し、具体的な解決策を提起したのが、(福)南高愛隣会（長崎県雲仙市）の田島良昭理事長（当時）でした。自主勉強会、厚労科学研究、社会福祉推進事業、それらでの「モデル事業」と矢継ぎ早に打ち出していきました。それは、「刑務所には多くの知的障害者がいる」という問題意識からであり、それゆえに出所後の社会の受入への具体策となって実現して行きます。この、主に矯正施設から出所する人への福祉的支援が、総称で「出口支援」と呼ばれています。2008（平成20）年度より、具体的な施策が動き出しました。

1) 矯正施設への社会福祉士の配置（法務省矯正局）

- ・矯正統計の示した高い率の知的障害の知能検査の結果
- ・厚労科学研究（2006～2008年度）での法務省調査結果

2) 更生保護施設での受入、福祉スタッフの配置（法務省保護局）

- ・特定保護施設（障害者・高齢者の受入）の指定と配置
- ・福祉事業（所）との連携の問題と退所後の進路（受入）

3) 「地域生活定着支援センター」の創設（厚生労働省社会・援護局）

- ・「特別調整」対象者の条件と業務内容の拡大、社会資源との連携
- ・「入口支援」への定着支援センターの関わりの課題

3. 被疑者・被告人の段階で（入口支援）

地域生活へ定着が議論され始めた当初から、そもそも知的障害者等の「支援の必要な人（要支援者）」が、矯正施設に在籍していることが問題視されてきました。さらに、入所に至った経緯（取調べや裁判）を検討すると、その段階への福祉の介入の必要性が指摘され始めました。不法行為（罪）を犯したとしても、従来の刑事司法の対応で更生効果があるのか、あるいはそれ以前に対応は適切に進められているのか、という問題さえも浮上してきました。この、被疑者・被告人段階（取調べ・裁判段階）への福祉的介入が、総称で「入口支援」と呼ばれています。

1) 長崎モデル（裁判段階）／新・長崎モデル（検察段階）

- ・(福)南高愛隣会の「厚労省・社会福祉推進事業」として実施
- ・専門家による「判定委員会」「障がい者審査委員会」「調査支援委員会」

2) 検察庁における社会復帰支援の取組み

- ・東京地検等での社会福祉士（社会福祉アドバイザー）の雇用
- ・札幌地検等での外部の専門家との連携体制

3) 更生緊急保護事前調整モデル（検察庁と保護観察所の連携）

- ・従来のシステムの積極的／前倒しの対応
- ・社会復帰調整官（医療観察制度）の関わり

4) 弁護士（会）と社会福祉士（会）の連携

- ・東京司法・福祉連絡協議会の定期開催と「刑事司法ソーシャルワーカー」の養成
- ・Mitigation Specialist（減刑専門職）としてのソーシャルワーカー（米国での位置付け）

5) 法テラス（日本司法センター）の取組

- ・弁護士の社会復帰支援への積極的関与

6) その他

- ・市民運動としての動き（トラブル・シューター）

4. 東京地検・社会復帰支援室での取組み

「入口支援」の一環として、東京地検は一昨年（2013年）1月21日、「社会復帰支援（準備）室」を発足させ、その年の4月より正式にスタートしました。また、今年度より組織態勢が強化されました。立川支部へも、週2日出張しています。現在、担当検事の室長の下、社会福祉士（3名／非常勤・週3日勤務）と検察事務官（6名）で構成されています。比較的軽い罪で送検された人で、釈放後に福祉的な支援に繋ぐことにより、再犯を防止することを主な目的としています。相談者の状態像はさまざまであり、それゆえに繋ぐ福祉機関／事業もさまざまです。今年2月末日現在で850件（1日1名強）を越えた相談があり、関係機関には取組への理解が広がっています。

1) アドバイザーの職務

- ・被疑者・被告人の処遇（釈放後の福祉的支援）に関する助言・調整等がほとんど
- ・関係機関との連携・調整、態勢構築への助言、研修及び啓発活動、他

2) 対象者の概要

- ・性別：男性がほとんど、年齢：就労年齢が多い、3分の2の人は「住所不定（HL状態）」、
- ・ほとんどが無職、微罪が多い初犯が多く犯罪傾向が進んでいない、障害の問題一知的が判定されている人は少ない、精神や認知症の人の問題

3) 処遇への助言

- ・更生緊急保護（保護観察所）、福祉事務所（生活保護、自立支援センター、婦人保護施設（女性支援センター）、障害者福祉や高齢者福祉、元の生活への復帰、等

おわりに—今後の課題

刑事司法と福祉（ソーシャルワーク）について、概括的に説明してきましたが、具体的な対応として、かなり個人的な意見を中心に、今後の課題を提起したいと思います。どの分野であろうと、「福祉支援」とはソーシャルワークを意味すると考えます。そうであるとしたら、既成の制度（サービス）へ繋ぐだけでなく、問題点の提起と新しい支援の創設が求められます。生活困窮者支援事業の完全実施を直前にして、まさに関係者の関わりが問われていると自戒しています。

1) 公的制度に繋がらない人の存在をどうするか。

障害福祉や高齢者福祉（介護保険制度）は、かなり充実しています。問題は、その公的ないし公的に近い制度に繋がらない人の存在です。なぜ繋がらないのか、以下のような原因が考えられます。

- ・ 公的制度の存在や内容・利用法を知らない。（一面的な広報の限界）
- ・ 公的制度の利用について誤解している。（自分を対象と考えない）
- ・ 担当窓口への専門職の配置するが進まないことで、ハードルが高いことがある。
- ・ 一定の「資格」を求められる場合がある。（住民票、障害者手帳、各種証明書、他）
- ・ 力が湧かない、難しくて分からない。その手助けをしてくれる人がいない。

2) 「助けてくれ！」と声を上げられない人をどうするか

そもそも、公的ないし公的に近い制度の利用を思いつかない人が多くいます。あるいは、利用できない人もいます。それは、どのような人であり、なぜでしょう。

- ・ 生きる希望を失った人がいる。（自己肯定感／自尊心が無い。その原因と対処法）
- ・ メンタルな面での悩みを抱えた人がいる。（精神疾患、依存症、トラウマ、他）
- ・ 悩みを自分が、周りが認知していない。（「障害」の認知と受容、関係性の問題）
- ・ 助けを求める「力」と「技術」（能力をこえた「我慢」と「努力」の強要の文化風土）
- ・ 助けを求められたら、それに誰が、どのように応じるのか。（触手と連携力）

3) 排除しない（インクルーシヴな）社会の創設を

明治時代、罪を犯してもいない、生きることが弱い浮浪者や障害者・病人等が、刑務所の敷地の中で、別棟で暮らしていたことがあります。社会に、福祉制度（支援システム）が無かったからです。家族（イエ）制度に基づく「血縁」と地域共同体（ムラ）に基づく「血縁」のみが、弱い人を支えるすべであり、その「縁」から外れるとまさに無縁状態だったのです。

- ・ 「支援の必要な罪を犯した人」は、福祉的支援の敗北の結果である。
- ・ 人生の出発の時期（幼児期・児童期）の「不運」を見逃してはいけない。
- ・ 「家族責任論」から「家族資源」論への発展を。（Family Support の視点の確立）
- ・ 公的制度の確立・発展と「腐れ縁（Voluntary Relationship）」の創造
- ・ 「支えの共生（Inclusion）」を社会の戦略（Strategy）としよう。

□自己紹介

1947（昭和22）年8月、佐賀県唐津市に生まれ、現在67歳。早稲田大学第一文学部（社会学専攻）を卒業。43年前（1972.4）東京都庁に福祉専門職として就職。その後、海外留学（放浪）を経て、障害者運動（日本てんかん協会、全日本手をつなぐ育成会）の有給理事（常務理事）に専従。

次に、(福)南高愛隣会(長崎県雲仙市)東京事業本部長として、支援の必要な刑余者の社会復帰に関わる。障害のある長男(現在44歳)の父親の立場から、障害者支援活動に40年近く参加する。

現在、東京地方検察庁・社会復帰支援室 社会福祉アドバイザー、一般社団法人社会支援ネット・早稲田すばいく 理事、関西福祉大学社会福祉学部 客員教授(司法福祉論)、早稲田大学文学学術院 非常勤講師(権利擁護と成年後見制度)等を務める。保護司(東京都北多摩東保護司会)、公益社団法人東京社会福祉士会 理事、日本司法福祉学会 理事、日本成年後見法学会 理事、等を兼務。

□連絡先(事務所)

一般社団法人 社会支援ネット・早稲田すばいく

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 3-43-11 福祉財団ビル5階

TEL : 03-6907-0511 FAX : 03-6907-0512 E-mail : office@waseda-spike.jp

携帯/電話 : 090-3108-0358/E-mail : ryo.185-0012@docomo.ne.jp